



障害者の態様に応じた委託職業訓練 受託企業・団体 募集の御案内

障害者委託訓練は、障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能、実践的な作業能力を身につけるための多様な公共職業訓練です。企業、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO 法人等に訓練を委託して実施します。

訓練コース

知識・技能習得コース（スクール形式）

民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として、就職に必要な基礎的な知識・技能の習得を図ります。訓練の一部をオンラインで行うことも可能です。

- 訓練内容 パソコン基礎技能、OA事務、介護補助など
- 期間 原則1～3か月以内
- 訓練時間 1か月あたり標準100時間（最低80時間）
- 定員 4人～10人

※令和4年度開講コースで職場実習を行う場合、委託料が加算されることがあります。

障害者向け日本版デュアルシステム

スクール形式の集合訓練に、知識・技能の定着を図る職場実習を組み合わせ実施します。

- 訓練内容 介護職員初任者研修など
- 期間 集合訓練1～5か月、職場実習1～3か月 合計で2～6か月
- 訓練時間 1か月あたり標準100時間（最低80時間）
- 再委託 職場実習については、受託企業等から他の企業等に再委託できる。

実践能力習得コース（企業等での作業実習）

企業等を委託先として、実際の職場環境を活用した実践的な職業能力の習得を図ります。

- 訓練内容 クリーニング作業、清掃作業、製品の製造、検品作業他
- 期間 原則1～3か月以内
- 訓練時間 1か月あたり標準100時間（最低60時間）
- 定員 1人～3人

特別支援学校早期訓練コース

特別支援学校高等部等に在籍する生徒に対し、実践能力習得コースに準じた訓練を行います。

委託料

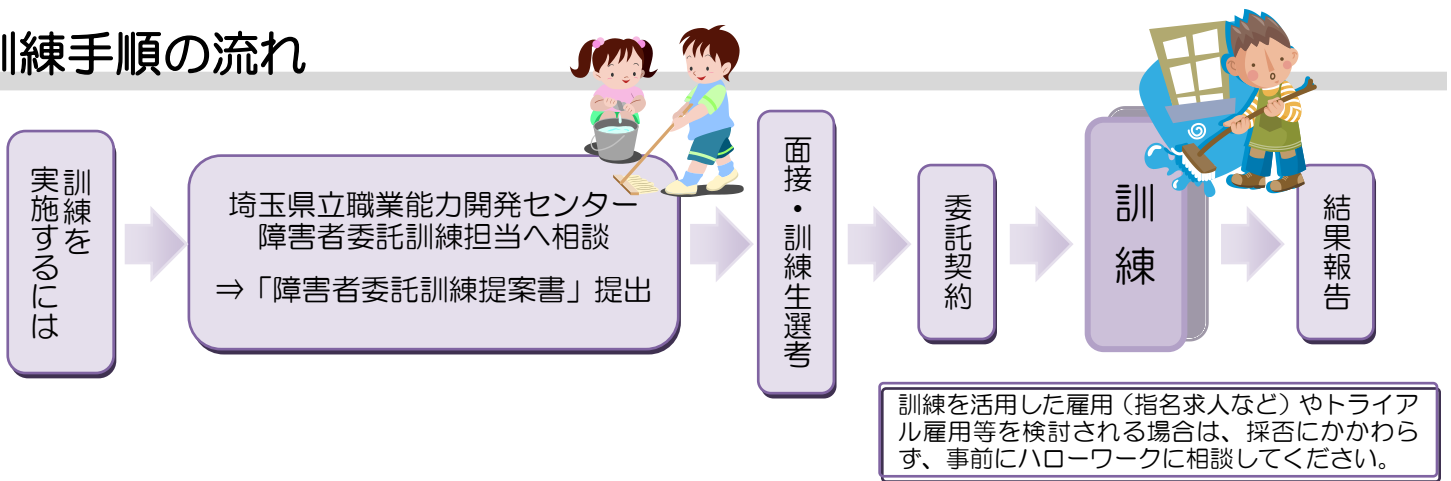
- 受託企業等には、訓練終了後、受講生1人当たり月6万円（税抜）をお支払いします。ただし、障害者向け日本版デュアルシステムの職場実習については、月9万円が上限です。中小企業が受託する実践能力習得コースで、実施経費が多い場合は、月9万円を上限とします。
- 知識・技能習得コース及び障害者向け日本版デュアルシステムは、訓練生が訓練終了後3か月以内に所定の就職をした場合、就職支援経費として就職者1人当たり2万円（税抜）を支払います。

埼玉県立職業能力開発センター Tel 048(651)3136



注 不正行為を行った等の場合、5年以内で県が定める期間、受託できなくなります。

訓練手順の流れ



訓練に御協力いただける企業・団体等の方は

- 「障害者委託訓練提案書」に必要事項を記入し、職業能力開発センターに御提出ください。委託訓練を活用して障害者雇用をするときは、事前にハローワークへ相談してください。
- 面接等により受講者を決定します。訓練の実施については、当センターと委託契約を締結していただきます。訓練には、訓練指導者をつけてください。

訓練の対象者（次の要件全てに当てはまる方）

- 1 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の障害がある方
（障害者雇用促進法第2条第1号に規定する障害者の方）
- 2 居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、受講あっせんを受けた方
- 3 職業訓練を通じて就職しようとする意志のある方

訓練コースごとに
対象障害を定めます。

障害者委託訓練のメリット！

- 訓練の過程で受講生の技能習得・能力向上の状況を把握できるため、訓練結果の検証等を踏まえて当該受講生を訓練修了後に採用するケースも少なくありません。
- 障害者が行う作業内容や雇用などについて不安があるときは、職業訓練コーディネーターが支援します。
- 連携している地域の様々な障害者就労支援機関からの支援も受けられます。

➡ 受入に係るミスマッチを防ぐことができます。

問い合わせ・相談・申込先

埼玉県立職業能力開発センター

〒331-0825

埼玉県さいたま市北区榎引町 2-499-11

電話 048-651-3136 FAX 048-651-3114

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0810/index.html>

● 交通手段

➔バス 大宮駅西口⑥又は⑦乗り場から「三進自動車行き」又は「シティハイツ三橋行き」に乗車
バス停「榎引」下車 徒歩3分
大宮駅西口から7停留所目(約10分)バス停は「榎引南→榎引中央→榎引」と続きますので、ご注意ください。

➔ニューシャトル 鉄道博物館駅下車 徒歩15分

➔川越線 日進駅南口下車 徒歩18分

